

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

家屋を取り壊したら

登記あり家屋

法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

☎050-33816-1773

普通自動車・小型自動車・126c

c以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

☎050-5540-2048

固定資産税に係る縦覧

令和6年度固定資産税（土地、家屋）に係る帳簿の縦覧をおこないます。

日時 4月1日（月）から30日（火）

午前8時30分から午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く

場所 税務課

その他 本人確認のできるもの（免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。

問合せ先 税務課 ☎95-1113

能登半島地震被災地「珠洲市」に 支援物資届ける（第3陣）

大口町では、1月1日に発生した「能登半島地震」の被災地である石川県珠洲市へ、継続的に物資の支援をおこなっています。

1月4日（木）の第1陣に始まり、この度2月14日（水）に第3陣として、防水・防寒手袋やカップ麺等を届けました。

今回の支援物資運搬には鈴木町長も同行し、珠洲市役所では泉谷珠洲

市長と懇談することができ、被災状況等を伺うほか、今後の支援についても約束をさせていただきました。

被災地珠洲市は復興と呼べるには程遠い状況にありますが、大口町としては一日も早い復興を願い、引き続きできる限りの支援をしていきます。



▲泉谷珠洲市長と懇談



▲支援物資